

鈴鹿市教育振興基本計画（案）に係る意見公募における意見・対応一覧表

■意見募集期間 令和5年12月5日（火）から令和6年1月5日（金）まで

■意見提出者数：2人

■意見件数：25件

※「ページ」項目における()は意見公募時の案に対応するページ番号です

No.	ページ	御意見の内容	修正等対応の有無	御意見に対する考え方
1	全体	1. 日常生活であまり聞かない言葉について注釈がつけられていて、最終部分で説明がされていますが、誰が読んでもわかりやすくするためにも、記述されているページなどで、意味を表記するべきと考えます。	有	記述されているページにおいて、注釈を挿入いたします。
2	2 (2)	「4 計画の内容」で、本基本計画は「めざす子どもの姿」、「基本理念」や「基本目標」などの施策の根本的な方針として…」とあります。 ・まちづくり基本条例で言う「まちづくりの視点（9条）が施策の根本的な方針とどう繋がるのか説明願います。 （↑まちづくりの方向性を示す統一的視点と解しています。※3章教育大綱繋がり読めず）	無	「めざす子どもの姿」「基本理念」「基本目標」は本市の教育施策の根本的な方針であり、本市教育大綱の構成要素となっています。教育大綱は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3において、地方公共団体の長が策定することとされており、本市におきましては、その策定にあたり、まちづくり基本条例第9条に掲げられた人権尊重及び4つの視点を考慮しています。
3	4 (3)	「4計画の内容」下図で、鈴鹿市総合計画2031との整合・連動とあります。 ・鈴鹿市教育振興基本計画と鈴鹿市総合計画2031、との整合・連動を確認した証又は途中のものが有れば、お示し(※)下さい。 ・上記の整合・連動の確認を通してまちづくり基本条例との整合・一貫性の確認をした証又は途中のものがあればお示し(※)下さい。 ※ 鈴鹿市HPに掲示	無	鈴鹿市教育振興基本計画は鈴鹿市総合計画2031の推進プランと位置付けられています。このことから鈴鹿市教育振興基本計画の施策の基本的方向と鈴鹿市総合計画2031の基本施策を整合・連動させています。
4	5~7 (4~5)	1. 「第2章 社会の現状と本市の教育課題」の記述に関して （1）1~4のどこにも、こども基本法の施行や子ども家庭庁の設置など、子どもの権利に関する内容が入っていないことに違和感があります。 ①「2 社会の急激な変化に伴う学びの在り方」の文章内で、参加の権利とあわせて記述してはどうでしょうか。 （2）「3 家庭、地域との連携」の記述について、2段落目の内容について、家庭と地域に主に要因を見ている感じが強いように思います。 学校、教員側からの動きにも課題があると考えますので、記述を追加してはどうでしょうか。 ② 2段落6行目「～現状もあります。▽地域での学びは～」の▽部分に「学校また教員も、地域の方々と交わる機会を持つ事が求められています。」と挿入し、ここで改行してはどうでしょうか。	無	（1） ①DXの進展に対応するための学びに関する課題に特化して記載しております。 （2） ①3段落目に記載のとおり、学校はこれまで家庭や地域のご支援やご協力をいただきながら取組を推進してまいりました。2段落はテーマに沿って子どもたちの成長を支えてくださる家庭や地域の現状の一端をお示ししたものです。

No.	ページ	御意見の内容	修正等対応の有無	御意見に対する考え方
5	8~9 (6~7)	<p>1. 「1 めざす子どもの姿」について、 (1) 5段落目の内容であれば、こども基本法第3条および第11条について触れるべきです。</p> <p>①「～よりよいものとなるよう、▽その形成に～」の▽部分に「こども基本法第3条および第11条を尊重する取り組みを進め、」と挿入してはどうでしょうか。</p>	有	<p>①こども基本法に関して触れてまいります。5段落目「必要です。」の後に「こども基本法では、子どもの意見表明や多様な社会的活動への参画の機会の確保を理念の一つに挙げています。」と挿入いたします。</p>
6	12~13 (9)	<p>1. 「(2) 家庭や地域とともにある学校づくりを推進します」での記述について。 (1) 学校と教員について、主体的に動く部分があまり読み取れないように感じます。</p> <p>① 1段落1行めについて、「子どもたちが健やかに育つためには、子どもたちと学校・教員それぞれに、様々な人との関わりが必要となります。」としてはどうでしょうか。</p> <p>② 2段落目の主語は誰でしょうか。“教員”が地域について知るのであればこの文章のままでもよいと考えますが、そうでないのであれば、教員も取り組む胸を記述するべきと考えます。</p> <p>③ 4段落目、最終2行に記載されている内容について、既存の土・日・祝まで部活動を延長する考えのままで、この記述は行うべきではないと考えます。</p>	有	<p>①原案のとおりといたします。様々な手立てで、学校はめざす子どもの姿や教育方針等を家庭、地域に発信しております。その上で、家庭や地域のご協力を得られるものについては、連携しながら取組を進めてまいります。</p> <p>②原案のとおりといたします。2段落目の豊かな文化に触れ、(中略)新たな気づきを得るのは子どもたちです。家庭や地域のご協力を得ながら学習を進めてまいります。</p> <p>③休日の学校部活動は地域クラブ活動へと移行できるよう、体制構築を進めてまいります。地域クラブ活動と学校部活動の混同を避けることができるような表現に修正いたします。</p>
7	15 (12)	<p>1. 「第4章 1 (1)」の文章について (1) 3段落目に「幼保小中の連携により、」とありますが、市教委の範囲はそうかもしれませんが、子どもにとってはその先の部分も関係すると考えられるので、そこも視野に入れる必要があると考えます。</p> <p>①「幼保小中の連携を深め、高校との連携も図り、～」としてはどうでしょうか。</p>	無	<p>①高等学校との情報共有など、連携は意識しておりますが、本市の取組としては幼保小中の連携を進めてまいります。</p>
8	20 (15~16)	<p>1. 「第4章 1 (3)」の文章について (1) 4段落目について「～疾病予防、▽望ましい食習慣・食生活等に～」の▽部分に「熱中症予防、」も追記したほうが良いと考えます。</p> <p>(2) 5段落目について「～子どもたちに伝えるなど、▽家庭や地域と～」の▽部分を「～子どもたちに伝えることや、食品ロスの削減に取り組むなど～」としてはどうでしょうか。</p>	無	<p>(1) 熱中症につきましては、健康増進の取組として記載しております「小中学校における教科指導や保健だよりの発行」により、予防対策に取り組んでおります。今後も、熱中症対策にはより一層の強化を図ってまいります。</p> <p>(2) 食品ロス削減への取組は、基本事業4-4「郷土教育及び環境教育」の中でのSDGsに係る取組の一環としても、また、残食が増加傾向にある給食の現状においても、重要な課題と認識しており、特に給食の残食減少については基本事業3-3「安全・安心で安定的な学校給食の提供」において主な取組内容として記載し、取り組んでいくこととしています。</p>

No.	ページ	御意見の内容	修正等対応の有無	御意見に対する考え方
9	22 (17~18)	<p>1. 「第4章 1 (4)」の文章について、教育委員会に都合よく地域をとらえていないか懸念します。</p> <p>(1) 2段落目について中学校区を持ち上げることに違和感があります。</p> <p>①「中学校区内での小学校・中学校が連携した教育活動」との記述がありますが、複数の中学校区に分かれることになる小学校の、子どもたちや保護者の視点はあるのでしょうか。</p> <p>分かれる時点で成立しないことを、それができているところだけを見て記述しているのではないかと懸念します。</p> <p>(2) 3段落目、安易に地域住民の奉仕意識に頼りすぎていないか懸念します。特に最終行に「地域づくり協議会との連携を進めます。」とある部分について。</p> <p>① 地域づくり協議会を所管する地域協働課と調整は行われたのでしょうか。説明をお願いします。</p> <p>② 学校運営協議会と地域づくり協議会をどう整理して記述しているのでしょうか。説明をお願いします。</p> <p>(3) 5段落目の最終行について。</p> <p>①「～、休日の部活動地域移行を推進します。」との考え自体が、これから先に向けての方針として時代遅れです。学校活動を延長する考えにとられる必要はないはずです。</p> <p>「部活動」とするから行政の縦割りの中で、業務や責任の押し付け合いが起こり進まないのではないかと考えます。“こどもの居場所”と考え、教育委員会、子ども政策部、文化スポーツ部で真剣に議論すべきと考えます。</p> <p>ですので、削除して「～、文化スポーツ行政と連携しながら、休日の生徒の活動場所、居場所の創出に努めます。」とするほうが良いと考えます。</p> <p>(4) 6段落目について</p> <p>①「また、地域の自然や文化等を題材として～」とありますが、学校、教育委員会、教員でどれだけ知ろうとしているのでしょうか。それなくして、この段落の内容は成立しないと考えます。</p>	無	<p>(1) 中学校区が分かれる小学校については、様々な取組の中で、情報共有や小中連携の行事開催に関わる課題があるのは否めません。その中で、中学校間で連絡を取り合いながら、また、学校運営協議会委員の皆様には両校区に関わっていただきながら進めているところもございませう。今後も、より良い連携が図られるように考えてまいります。</p> <p>(2) 学校運営協議会と地域づくり協議会は、目的等の違いによる所管の区別はありますが、地域にある学校とその子どもたちの健全育成の視点から、教育委員会事務局と地域振興部との連携は必要であると考えております。</p> <p>(3) 休日の部活動地域移行が、生徒の活動場所、居場所の創出につながるものと考えております。国の方針に基づき、本市においても記載のとおり取り組んでまいります。</p> <p>(4) 地域の伝統や産業、自然環境を学び、知識・理解を深め、誇りをもって語れるようになるために、市内の史跡や社会教育施設などを巡る教職員を対象としたフィールドワークを夏季休業中に開催しています。また、地域教材のさらなる開発及びICT機器を活用した教材の動画配信等を行うとともに、それらの有効活用をさらに推進し、郷土教育・環境教育の充実に努めてまいります。</p>
10	24 (19)	<p>1. 「第4章 1 (5)」の文章について</p> <p>(1) 5段落目について</p> <p>① 新・放課後子どもプランで掲げられている目標に触れられていないのはなぜでしょうか。エアコン設置よりもそれが先のように考えます。そのことについて、まず説明を入れるべきと考えます。</p> <p>新・放課後子どもプラン： https://www.mhlw.go.jp/content/shinnplan.pdf</p> <p>② エアコンは必要な設備でしょうか。快適にするための設備であるのであれば、それによる財政への影響、学校施設をはじめとした公共施設との関係について触れて記述すべきと考えます。熱中症を理由にするのであれば、利用時間や暑熱順化など他の要因も含めながら、科学的、論理的な説明も含めるべきです。</p>	無	<p>① (5) は学校環境の整備・充実として屋内運動場へのエアコンの設置について記載しているものであり、「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる余裕教室の利活用とは直接の関連はないものと考えます。</p> <p>② 近年全国の平均気温は上昇傾向にあり、児童生徒の熱中症対策や災害時の避難所としての体育館の役割を鑑みますと、エアコンの設置は急務と考えます。</p>
11	25 (21)	<p>1. 「第4章 2 (1)」について</p> <p>(1) 施策の基本的報告別の基本事業一覧の(2)について</p> <p>①「4 人権教育」を「4 人権学習と子どもの権利学習」としてはどうでしょうか。</p>	無	<p>人権尊重の精神の涵養をめざす教育活動としての人権教育全般において、人権についての学習や子どもの権利についての学習を網羅するものと考えております。なお、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年12月6日法律第147号)の第二条において人権教育の定義、第四条、第五条においては、国及び地方公共団体の責務が示されています。これに基づき、基本事業として取り組んでいきます。</p>

No.	ページ	御意見の内容	修正等対応の有無	御意見に対する考え方
12	27 (23) 以降全体	1. 「第4章 2 (3)」について (1) 写真やイラストを利用したい意図はわからないわけではありませんが、ここではそれよりも内容をわかりやすく伝えることが重要と考えます。語句の説明や関連の図を掲載するなどしたほうが良いと考えます。	有	各ページのスペースにつきましては、必要に応じ注釈を入れるとともに、分かりやすいよう写真やイラストを掲載するように努めます。
13	32 (28)	1. 「基本事業1-4 読書活動」について (1) 現状と課題と主な取組内容に関して ① どちらにも市立図書館との連携がないのはなぜでしょうか。⑤には記述がありますが、狭い考え方と考えます。蔵書およびデジタル図書や、学習に関しての連携と支援から考えて、その部分の記述をすべきと考えます。	有	御指摘を踏まえ、「現状と課題」の2点目に、「市立図書館とも連携を図り」と追記します。
14	34 (30)	1. 「基本事業1-5 就学前からの一貫した学びの充実」について (1) 現状と課題について ① 17、18Pの部分でも意見しましたが、「～各中学校区における取組を充実させていくことが必要です。」という記述があるのですが、複数の中学校区に分かれることになる小学校の、子どもたちや保護者の視点はあるのでしょうか。 分かれる時点で成立しないことを、それができているところだけを見て記述しているのではないかと懸念します。 また、福祉関連計画や重層的支援体制などの考えは入っているのでしょうか。 ②「⑤幼稚園・保育所の連携」が記述されていますが、こども子育て会議などとの共有はされているのでしょうか。	無	①中学校区を基本として取組を行ってまいります。すべての子どもたちの連続した学びを保障していくため、各中学校区間で情報共有を行ったり、研修を行ったりして連携を図っております。 また、特に、幼稚園・保育所との連携や特別支援教育等においては、関係部局と連携を図りながら進めてまいります。 ②子ども・子育て会議には、関係各課が出席しており、就学前の子どもに関する施策等について、必要に応じて話し合う場が確保されております。
15	35 (31)	1. 「基本事業1-6 キャリア教育及び主権者教育」について (1) 「②主権者教育の充実」について ①「子ども議会（会議）の取組を通して、～」と記述されている部分について、「子ども議会（会議）のあり方を見直し、～」とするべきと考えます。 過去の取り組みを見てきましたが、行政側に都合の良い取組であり、またそれに対応した形にしていると感じました。二元代表や議会・議員のことを知らない状態のままは良くないと考えます。 また主権者であるなら、市長・行政にお願いではなく、自分たちで政策を選択して考える部分を取り入れるようにすべきです。	無	二元代表制による議会制度につきましては、社会科の学習において更なる知識理解の充実に努めてまいります。その上で、次期教育振興基本計画による教育施策の推進を機に、子ども議会の見直しも図ってまいります。また、子どもたちの自由な発想を大事にするため、子どもたち自身が考えた政策を提案する機会とする予定です。
16	36 (32)	1. 「基本事業1-7 自ら学ぶ子どもの育成」について (1) 「主な取組」について ① 教職員の授業観の転換に触れられていますが、学ぶことはもちろんですが、教員も地域と関わる姿勢について触れるべきと考えます。教員がしないことを子どもに期待することはいかがなものでしょうか。	無	御指摘のとおり、教職員が地域と連携をしていくことは重要であると考えます。当該事業では、いわゆる教師主導の授業から子ども主体の授業への転換について述べております。御意見いただいた教職員と地域との関わりについては「基本事業 4-4 郷土教育及び環境教育」の「②地域教材の開発と活用」の中で触れており、これに基づいて取り組んでまいります。

No.	ページ	御意見の内容	修正等対応の有無	御意見に対する考え方
17	38 (34)	1. 「基本事業2-2 いじめ防止対策」について (1) 主な取組内容の「①いじめ防止の推進」について、2つめの丸の内容について、教育長以下、教育関係者の方々はどれだけ真剣に考えているのでしょうか。それを子どもだけでなく、大人社会の中でどれだけ行動しているのでしょうか。その部分は子どもとの関係の中でも出てくることと考えます。	無	各学校において、教員の「いじめ防止・予防」研修の機会を持つ等し、日々の教育活動の中で、児童生徒の知識と意識の高揚を図り、実践力を身に付けられるように、取組を進めています。現在の教育が、児童生徒の将来の人格形成に効果をもたらすと考えます。
18	40 (36)	1. 「基本事業2-4 人権教育」について (1) 主な取組の①について ① 「学校では、子どもの権利条約について～」の部分で、「学校では、子どもの権利条約と子ども基本法について～」とするほうが良いと考えます。	無	日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神に則りつくられたことも基本法であることを踏まえ、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）について学習する機会を位置つけていきます。
19	41～42 (37)	1. 「基本事業2-5 特別支援教育」について (1) 内容を読む限り、支援が必要であっても、部活動などに参加したい子ども・生徒への視点が見られないのですが、その点をどう考えているのでしょうか。	有	支援が必要な子どもについては、通常学級における支援も大切な視点です。通常学級での支援の充実、子どもの安定や教職員の資質向上につながり、ひいては、御指摘にある部活動へ参加しやすい環境づくりにも資すると考えます。 これを踏まえ、主な取組内容④に、通常学級等それぞれの学びの場における、支援の充実について追記します。
20	48 (44)	1. 「基本事業4-1 休日の部活動地域移行」について (1) そもそも、この事業名の設定自体が時代遅れになる可能性が高いという考えはなかったのでしょうか。市議会一般質問などの存在を無視した形での記述は違和感があります。 (2) 「現状と課題」について ① 3つ目の点について、すでに社会体育で開放している実績があるにもかかわらずこの記述があることは、学校主導の考えから抜けきれない考えですが、その考えの転換ができないのは鈴鹿市のどこに課題があるのでしょうか。 ② 3つ目の点について、会場使用料に関する記述がありますが、どのような利用を前提に書かれているのでしょうか。鈴鹿市内だけのことでしょうか、それとも市外施設も含めたものでしょうか、不明確なままの記述と考えます。 ③ 4つ目の点について、ボランティアで地域や市民を利用することが、市長以下教育委員会の考えのように感じます。狭い考えで取り組もうとするからではないでしょうか。 指導者という考えではなく、地域の大人の活動を中学校体育館で行いやすくして、そこに参加をする形であれば指導者の費用は考慮に入らず、参加費用については最低限の部分はスポーツ保険への加入であって、この部分は、学校活動やPTA活動の延長と考えれば、既存の保険での対応も可能でしょう。対外試合などへの移動のための支出というのであれば、現在の部活動でも同じことがあるはずですが。 そのように考えると、ここでの記述はなにを目的にされているのか、意味が不明瞭です。回答をお願いします。 (3) 「主な取組内容」について ① 「③体制の構築」に関して、「部活動の地域移行に関する協議会」での意見との記述がありますが、日本スポーツ協会の公認指導員の資格を持って、日常ジュニアスポーツの指導者をしてはいますが、このことに関して鈴鹿市から意見を問われたことはありません。このような状況で、このような記述があっても理解はできません。説明をお願いします。 (4) ここまでの意見を総合して ① このページの記述について理解できません。根本的に取り組み直すべきです。	無	(1) 本市としましては、国のガイドラインに従って、休日の部活動地域移行を段階的に進めてまいります。 (2) ①本市の現状と課題については、今後、協議会を通じて、関係機関と連携しながら検討してまいります。 ②市内外を問わず、新たな地域クラブ活動で使用する全ての施設が前提となります。 ③指導者に関するお考えについては、御意見として承ります。 (3) ①「部活動の地域移行に関する協議会」には、様々な立場から、代表して10名の方に参加いただいております。今後もいただいた御意見を参考に取組を進めていく予定です。また、各スポーツ競技団体、文化芸術団体等の関係者との意見交換も引き続き行ってまいります。 (4) ①生徒、保護者、学校、地域等に今までの学校部活動と新たな地域クラブ活動の違いを丁寧に説明、周知して取組を進めてまいります。

No.	ページ	御意見の内容	修正等対応の有無	御意見に対する考え方
21	49 (45)	<p>1. 「基本事業4-2 地域とともにある学校づくり」について (1) 「現状と課題」について ① 2つ目の点について、ここまでの意見でも触れている中学校区と小学校区の関係に関して、「中学校区の学校運営協議会を開き、地域ぐるみでの小中連携を図っています。」との記述について、鈴鹿市の地域づくりは小学校区を基本としていますが、その点との整合性について、教育委員会だけでなく市全体での整合性の説明をお願いします。</p> <p>② 「学校支援ボランティアの担い手不足等の課題～」という記述がありますが、教員は給与のある状態で、地域の支援は無償ボランティアなのでしょうか。そうであるなら、この発想自体を変えなければいけないでしょう。</p>	無	<p>①No.9 (1) (2) の記述と同様の回答となります。</p> <p>②教員も自分の暮らす地域の中で、地域住民としてのボランティアであったり、地域支援を行うべき一員であると考えます。</p>
22	50 (46)	<p>1. 「基本事業4-3 安全・安心の学校づくり」について (2) 「主な取組内容」について ① 3つ目の点について、「～女川中学校との交流を通じた～」の部分について、過去の関係を否定するものではありませんが、今後について、女川中学校だけを取りあげることには違和感があります。</p>	無	<p>東日本大震災の記憶や教訓を風化させないためにも、今後も女川中学校との交流を中心に据えながら、防災・減災教育を進めてまいります。</p>
23	51 (47)	<p>1. 「基本事業4-4 強度教育及び環境教育」について (1) 「現状と課題」について、伝統工芸などだけではなく、昭和以降の取り組み、スポーツ選手やモータースポーツなどについても記述すべきと考えます。どちらも鈴鹿の文化の一部であるはずですが。</p>	無	<p>御指摘のとおり、鈴鹿の文化は幅広いものと認識しております。小学校社会科副読本「のびゆく鈴鹿市」では、戦後「モータースポーツの町」として発展してきたことや、オリンピックにも出場した鈴鹿市にゆかりのある選手の名前も記載しています。</p>
24	53 (49)	<p>1. 「基本事業5-2 施設等の環境整備」について (1) 「現状と課題」および「主な取組内容」における学校屋内運動場への空調機器設置に関して ① 19ページ部分でも意見しましたが、エアコンは必要な設備でしょうか。快適にするための設備であるのであれば、それによる財政への影響、学校施設をはじめとした公共施設との関係について触れて記述すべきと考えます。 このことに優先的に取り組むことになると、どのような影響が施設改修などに関連するのか、他の政策とも関係するのか、その部分についても教育委員会は責任をもって記載すべきです。 そのようなこともなしで、主権者教育には取り組めないでしょう。</p>	無	<p>猛暑が続き、熱中症対策は急務であり、屋内運動場にエアコンを設置することは、子どもたちが安全に学ぶ環境を提供できると考えます。</p>
25	57 (53)	<p>「第5章1 進行管理」で、「…一般に公表することによって、様々なご意見を賜り、見直し・改善に繋がっていきます」とある。 ・見直し・改善に繋がった証をお示し下さい。 ・本紙の冒頭に述べた①「対話と協働」 ②「市民の声を反映出来る組織づくり」が、どのように整ってきたのかわかるよう透明性のある説明を願います。</p>	無	<p>向こう4年間、本計画を執行していくにあたって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、毎年度、前年度の活動実績に関し点検及び評価を行います。その過程や結果の公表において、学校関係者(団体)の方々や市民の皆様から基本事業をはじめとした教育施策に関する御意見等を賜り、次年度の教育委員会活動に繋がっていきます。</p>